

本資料は、匿名感染症関連情報データベースの利用を検討するにあたりご参照いただく目的で作成されたものです。

利用の申出を行う際は、

- ・ [「匿名感染症関連情報の第三者提供の利用に関するホームページ」](#)
- ・ [「データマニュアル COVID-19編」](#)

を必ずご参照ください。

匿名感染症関連情報の第三者提供の利用について

令和8年1月版

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目 次

用語集	3
I iDBについて	4
1. 匿名感染症関連情報の第三者提供について	
2. iDBのデータ構成	
3. iDBに含まれる情報	
4. 提供データの種類	
5. 提供データの期間	
6. 発生届について	
7. iDBと他公的DBとの突合割合について	
8. 個人特定のリスクに対する留意点（1/2）	
9. 個人特定のリスクに対する留意点（2/2）	
II 提供に当たっての具体的な手続き	14
1. 提供申出者の範囲	
2. 申出から提供までの具体的な流れ	
3. 準備すべき書類	
4. 【事前準備】倫理審査委員会の審査	
5. 【事前準備】手数料（1/2）	
6. 【事前準備】手数料（2/2）	
7. iDBデータと他公的データとの連結解析	
III 申出に対する審査	22
1. 審査	
2. 審査基準に関する補足	
3. 提供申出書の記載粒度について	
4. 【事前準備】「公表物の満たすべき基準」の把握（1/2）	
5. 【事前準備】「公表物の満たすべき基準」の把握（2/2）	
IV 審査後の流れ	28
1. 提供前審査の結果	
2. 承諾の場合（1/4）	
3. 承諾の場合（2/4）	
4. 承諾の場合（3/4）	
5. 承諾の場合（4/4）	
6. 不承諾となった場合	
V その他	35
1. データディクショナリー	
2. 記載例～別添2（1/2）～	
3. 記載例～別添2（2/2）～	
4. 記載例～別添8（1/3）～	
5. 記載例～別添8（2/3）～	
6. 記載例～別添8（3/3）～	
7. ガイドライン	
8. iDBデータの不適切利用への対応	
9. 第三者提供の相談・受付窓口	

用語集

用語		定義	補足説明
1	iDBデータ	iDBから抽出・処理され提供される匿名化されたデータをいう。	
2	他公的データ	iDBデータと連結解析可能なデータベースのデータをいう。	連結解析可能なデータベース（令和8年1月時点） <ul style="list-style-type: none"> ・匿名医療保険等関連情報データベース（NDB） ・匿名診療等関連情報データベース（DPCDB） ・匿名介護保険等関連情報データベース（介護DB） ・匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベース（障害福祉DB） ・匿名指定難病関連情報及び匿名小児慢性特定疾病関連情報データベース（難病DB・小慢DB） ・次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者のデータベース（次世代DB）
3	提供申出者	iDBデータの提供申出を行う機関等又は個人をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関：国の行政機関、都道府県及び市区町村 ・法人等※：大学、研究開発行政法人等、民間事業者 ・個人：補助金等を充てて業務を行う個人 ※法人等の提供申出者は、原則として登記された法人単位とする。
4	取扱者	「iDBデータの提供に関する申出書」（以下「提供申出書」という。）に記載された、実際にiDBデータを取り扱う者をいう。	1 提供申出者につき、常勤の取扱者が1名以上含まれる必要がある（提供申出者が個人の場合を除く）。 取扱者以外がiDBデータを取り扱うことは禁止されている。
5	担当者	提供申出書に記載される取扱者のうち、実際に提供申出を担当し、書類の授受や事務局からの連絡の窓口となる者をいう。	厚生労働省やiDB第三者提供窓口とメールや電話のやりとりを行う方を指定すること。
6	小委員会	iDBの第三者提供等について、専門的観点から審査を行う厚生科学審議会感染症部会に設置された「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会」をいう。	

T

I iDBについて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 匿名感染症関連情報の第三者提供について

令和4年に感染症法を改正し、匿名感染症関連情報の第三者提供及びNDB等に格納されているレセプト情報等との連結分析を可能とする仕組みを整備（令和6年4月1日施行）

匿名感染症関連情報の第三者提供

- 匿名感染症関連情報とは、**厚生労働省が感染症法に基づき、医師の届出（発生届）に関して国が報告を受けた内容などについて、個人の特定ができない形で匿名化した情報**である（iDB : Infectious Diseases Surveillance Database）。
- 厚生労働大臣は、**国民保健の向上に資するため**、匿名感染症関連情報を以下に掲げる範囲で提供することができる。

提供申出者の範囲

- ✓ 国の行政機関、都道府県及び市区町村
- ✓ 大学、研究開発法人等
- ✓ 民間事業者
- ✓ 国等が支出する補助金等を充てて業務を行う医師等

利用目的（研究の内容）

- ✓ 医療分野の研究開発に資する分析
- ✓ 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- ✓ 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究
- ✓ 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究

※ 特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。

第三者提供に当たっての審査体制

- 匿名感染症関連情報の第三者提供や公表の可否等について、**厚生科学審議会感染症部会に設置した「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会」**において専門的観点から審査を行う。なお、感染症部会長が感染症部会における追加の審査が必要と認めた案件については、感染症部会で審議する。審査結果については、年1回感染症部会に報告する。

厚生科学審議会

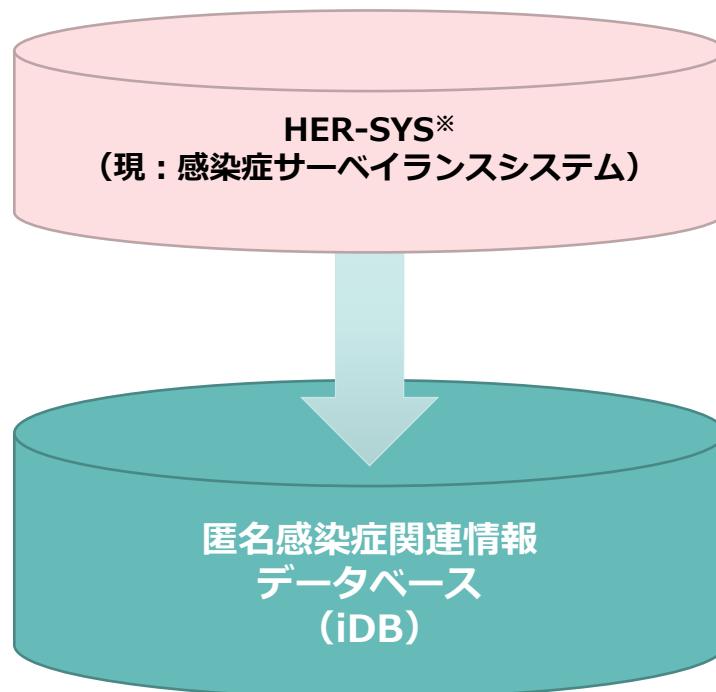
感染症部会

匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会

平時においては、年間4回の審査を予定

2. iDBのデータ構成

- iDBは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応時に活用された「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）（現在は、感染症サーベイランスシステム）」に届け出されたデータを基に構成され、提供データは匿名化処理をしている。



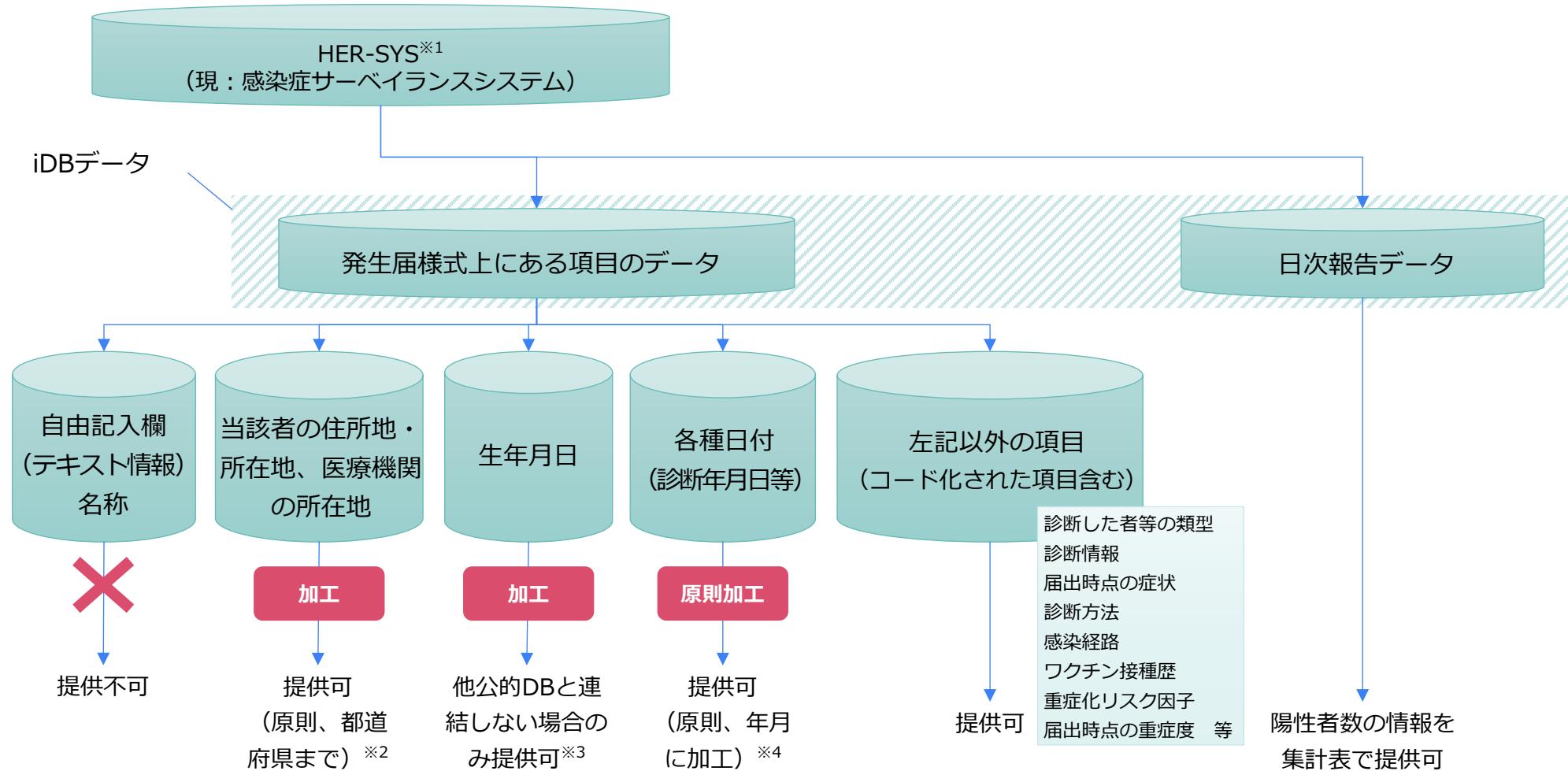
匿名化処理とは

- 個人を特定する可能性のある項目を削除している。
(氏名、生年月日の「日」、住所地・所在地の市町村等)
- 同一の個人と判断できるよう、個人IDを付加（ID4）している。

※ HER-SYSが構築される前に、一部地方公共団体が感染症発生動向調査（NESID）経由で登録した情報を含む。

3. iDBに含まれる情報

iDBには、現在、COVID-19の発生届様式上の項目についてのデータ等が格納されている。



※1 HER-SYSが構築される前に、一部地方公共団体が感染症発生動向調査（NESID）経由で登録した情報を含む。

※2 個別審査により市区町村まで提供可。

※3 生年月日情報をもとに発生時の年齢階層コードに変換し提供。

※4 個別審査により年月日まで提供可。

4. 提供データの種類

- iDBの第三者提供では、「特別抽出」「集計表※1」の2種類がある。
- 1回の申出において、同時提供が可能。

	特別抽出	集計表
提供データ	<ul style="list-style-type: none"> • 個票 	<ul style="list-style-type: none"> • 集計表（「日次報告」のみ対象）
研究内容・抽出条件に対する審査	<ul style="list-style-type: none"> • 研究内容の公益性を求める • 研究内容の限定性を求める • 申出の際に示す公表物の例に対し、申出内容を反映した網羅性を求める • 指示された抽出条件と、研究内容や想定される公表物の事例とが一致するかどうかを審査する 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究内容の公益性を求める • 申出の際に示す公表物の例に対し、申出内容を反映した網羅性を求める • 集計表作成のための抽出条件を求めるとともに、その抽出条件が申出内容に合致するものであるかどうかを審査する
時系列での分析	<ul style="list-style-type: none"> • 可能 	<ul style="list-style-type: none"> • 集計軸に時系列を含めれば可能
地域単位の分析	<ul style="list-style-type: none"> • 可能（ただし、個人特定のリスクに留意が必要な地域単位の分析を行う場合は、小委員会にて慎重に審査を行う）※2 	
提供データの形式	<ul style="list-style-type: none"> • CSV形式 	
想定される研究イメージ	<ul style="list-style-type: none"> • 個票レベルで感染症の診断結果や症状の有無等の情報を用いた研究を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> • ある時点における陽性者数を必要とする場合
想定される利用者像	<ul style="list-style-type: none"> • 医療・感染症分野の研究に一定の知見があり、申出内容や抽出条件を吟味し、大量のデータを高速に処理することを想定している利用者 	<ul style="list-style-type: none"> • 2022年9月26日～2023年5月7日までの報告年月日のCOVID-19の陽性者数の情報を必要とする利用者

※1 「集計表」は「日次報告」のみ対象。

※2 「個人特定のリスクに対する留意点」は、P 12～13を参照。

5. 提供データの期間

別添8 (発生届) ※特別抽出

対象：2020年2月3日～2023年5月7日（報告日）の患者等*データ

* 2022年9月26日以降の発生届の対象者は、以下4類型のいずれかに該当する者に限る

- ①65歳以上の者
- ②入院を要する者
- ③重症化リスクがあり、COVID-19治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者
- ④妊婦

別添8 (日次報告*) ※集計表

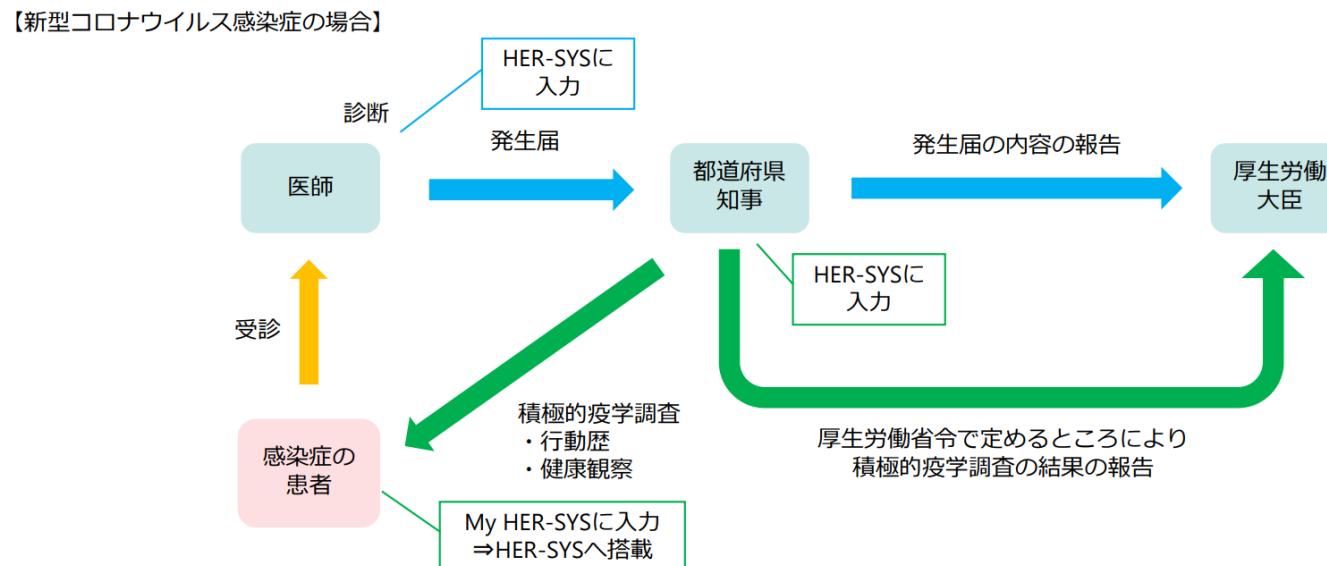
対象：2022年9月26日から2023年5月7日まで（報告日）の陽性者数データ

* 日次報告とは

2022年9月26日以降の発生届の対象者を4類型に限定したことで、発生届により患者数の把握はできなくなったため、発生届の提出の有無にかかわらず、医師（医療機関）にCOVID-19と診断された者の総数を報告させていたもの。

6. 発生届について

- 発生届情報は、医師が感染症の患者等を診断した場合に、感染症法に基づき、最寄りの保健所長を経由して都道府県知事等に発生届として届出を行い、当該届出を受けた都道府県知事等が厚生労働大臣に対してその内容を報告することで集積される情報である。
- 発生届は、発生届の変更に伴い、時点によって項目が異なったり、同一の項目であっても時点により定義が変更されていたものがある。
- サーベイランスとして収集された情報であり、各項目の入力状況等にはらつきが生じている。
- 発生届は、医師が患者等からの聞き取りに基づき把握した情報を提出する。
- 原則、届出提出時点の情報が入力されているが、提出後、保健所が把握した情報に基づき修正されている場合もある。



7. iDBと他公的DBとの突合割合について

- iDBと他公的DBとの突合割合は以下のとおり。
- 同一人であるのに突合できなかった要因としては、例えば、フリガナ氏名の入力間違（外国人名含む）、生年月日の入力間違によって異なるIDが生成されていることが考えられる。
- iDBにのみ存在し、NDBや介護DBに存在しない例として、外国の方であり日本の保険制度に加入していないなどが考えられる。

NDBとの突合割合 (iDBで各月に存在する者について、NDBに存在する割合)		
2021年5月	2022年8月	2023年1月
78.40%	85.16%	92.33%

※NDB特有の突合できなかった要因として、発生届は提出されていたものの、医療機関を受診していない場合が考えられる。

介護DBとの突合割合 (iDBで65歳以上で各月に存在する者について、介護DBに存在する割合)		
2021年5月	2022年8月	2023年1月
26.10%	21.61%	26.77%

※介護DBの突合割合の解釈については、iDBの65歳以上の母集団には要介護（要支援）認定を受けていない者も含まれていることに留意が必要である。介護DBは要介護（要支援）認定を受けている者のデータベース。【参考】として、全国の65歳以上の要介護（要支援）認定率を付記する。

【参考】介護保険における全国の第1号被保険者の要介護（要支援）認定率：18.9%
(出典：令和3年度 介護保険事業状況報告（年報）)

8. 個人特定のリスクに対する留意点（1/2）

匿名化されたデータが提供されますが、他の情報と照合することにより、個人が特定される可能性を完全に排除することはできない。このため、**他の情報との照合禁止や、適切な管理等が義務づけられている。**

他の情報との照合等禁止

患者本人を識別する目的とする以下は禁止されている。

- ・iDBデータから削除された記述等や匿名化加工の方法に関する情報の取得。
- ・**iDBデータと他の情報との照合** ※他公的データは除く。

安全管理措置

iDBデータの利用に当たっては、**安全管理措置を講じなければならない。**

データの漏洩や紛失が発生する事がないよう、セキュリティが十分に確保された環境が整えられている必要がある。

利用に当たっての義務

iDBデータは、**個人情報に準じた情報**として位置づけられる。iDBデータの利用に関して知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはいけない。

「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する制度の具体化に向けた提言（概要）」抜粋*

〔差別・偏見への配慮と個人情報保護の徹底〕

本制度は人権を尊重した制度となることが前提。また、感染症関連情報には患者等の診断情報や積極的疫学調査などの機微な情報が多く含まれうことから、個人情報保護等に万全を期す必要があるところ、匿名化された情報についても、個々の項目から個人が特定されないよう留意する必要がある。さらに、地域別・性別・年代別などで切り分けた場合に、特定の社会属性を持つ層に対する差別・偏見につながらないようにすることが求められる。

9. 個人特定のリスクに対する留意点（2/2）

iDBの第三者提供や他公的データとの連結解析においては、個人が特定されるリスクが高まる状況が生じうることから、**COVID-19に係るデータの場合は以下の4点について留意が必要。**

留意事項	留意が必要な理由
①報道等の情報との突合性	流行初期において、国内の感染者数が少なく、当該感染者個人の背景に関する報道等と突合することにより、当該感染者が特定されるリスクに留意が必要。
②地域的な差異	流行初期以降の各流行期においても、各都道府県により感染者の発生が少ない地域もあったことから、流行初期以降も当該感染者の特定リスクに留意が必要。
③公表情報との突合性	各都道府県等において個別症例の公表を行うことがあるが、こうした情報との突合により個人の特定リスクが高まる可能性に考慮が必要。公表の内容や実施期間は、各都道府県において異なる。
④DB連結による情報付加	公的DB間において収載されている情報を連結することにより、個人の特定リスクが高まる可能性に留意が必要。連結解析でどのような項目を連結するかは研究計画に依存する。

II 提供に当たっての具体的手続き

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 提供申出者の範囲

- iDBデータの提供申出者の範囲は、以下のとおり。

公的機関	国の行政機関 ^(注1) 、都道府県及び市区町村
法人等 ^(注2)	大学、研究開発行政法人等 ^(注3) 、民間事業者
個人	補助金等 ^(注4) を充てて業務を行う個人 ^(注5)

- 医療機関が提供申出を行う場合は、以下の区分とする。

提供申出者の種類	医療機関の例	提供申出者	証明書
1 公的機関（都道府県、市区町村）が設立した医療機関	○○県立△△病院 ○○町立○○病院	当該医療機関を開設した公的機関	約款等設立の確認ができるもの
2 上記を除く公的医療機関等 ^(注6)	○○赤十字病院 国立病院機構△△病院	当該医療機関	法人番号を記載もしくは約款等設立・代表者又は管理者の確認ができるものに限る（組織図を除く）
3 大学病院（法人登記のある大学病院を除く）	○○大学病院 △△大学附属病院	当該医療機関を開設する大学	
4 上記以外の医療機関	○○病院	当該医療機関の開設者	

(注1) 個人情報の保護に関する法律第2条第8項に規定する行政機関（厚生労働省を除く。）

(注2) 公的機関を除く法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの。原則、登記された法人等を単位として提供申出を行うこと。

(注3) 学校教育法に規定する大学（大学院含む。）、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の別表第1に掲げる研究開発法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に規定する独立行政法人医薬品医療機器総合機構。

(注4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2（同法第238条第1項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第16条第3号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金をいう。

(注5) 感染症則第31条の45各号のいずれにも該当しない者。

(注6) 医療法第7条の2第1項各号に掲げる者と国立病院機構、労働者健康安全機構が開設する医療機関。

2. 申出から提供までの具体的な流れ

小委員会における審査は、年間4回を予定している。

書類完成まで時間を要するため
申出受付の締切を考慮の上、
「事前相談」をすること。

事前相談
【審査約3か月前目途】^{※1}

iDB第三者提供窓口に、ホームページに掲載された期日までに**申出の事前相談**を行うこと。提供申出に必要な書類（電子媒体）の相談等の過程で、**追加書類の提出や追記・修正等が必要な場合がある**。他公的データを利用する場合、それぞれの事務局に対し、事前相談を忘れずに行うこと。
(すべての事務局への事前相談がされなければ審査を受けることができない)

申出受付
【審査約2か月前目途】^{※2}

iDB第三者提供窓口に、**必要書類（電子媒体）を正式に提出すること。（締切厳守）**他公的データを利用する場合、それぞれの事務局に対し、提供申出を忘れずに行うこと。
(すべての事務局への提供申出がされなければ審査を受けることができない、P21 参照)

申出審査

- ・ 小委員会において、申出内容についての審査を受ける（原則非公開）。
- ・ 審査に当たって、iDB第三者提供窓口からの質問に対する回答を求める場合がある。

承諾／不承諾通知

- ・ 厚生労働省より、申出に対する「承諾」及び「不承諾」の決定通知書が送付される。
- ・ 「審査継続」の場合は、小委員会での指摘事項が記載された知らせが送付される。

承諾の場合

※1 事前相談及び申出受付の締切は、「匿名感染症関連情報の第三者提供の利用に関するホームページ」の「提供申出のためのスケジュール」を確認すること。

※2 申出に当たっては、ガイドラインやデータマニュアル、QAを参照の上、準備を進めること。

提供

3. 準備すべき書類

準備すべき書類は以下のとおり。

様式／別添	書類題目	備考	特別抽出	集計表
指定	様式 1 iDBデータの提供に関する申出書	NDB等の公的DBとの連結申請の場合は、その旨を明記	●	●
	様式1-1 iDBデータを利用した研究に関する承諾書	様式 1 に含む。	●	●
	様式1-2 iDBデータの利用に係る手数料免除申出書	手数料免除を申し出る場合のみ提出（様式 1 に含む。）	○	○
書式自由	別添 1 提供申出者の情報（提供申出者が公的機関などあるいは個人の場合は担当者の身分証明書等の写し）等	—	●	●
	別添2-1 運用フロー図		●	●
	別添2-2 リスク分析・対応表	申出者側の匿名感染症関連情報の管理運用がわかる資料	●	●
	別添2-3 運用管理規程		●	●
	別添2-4 自己点検規程		●	●
	別添 3 所属組織の個人情報保護に関する規程（プライバシーポリシー、情報セキュリティポリシー等）	—	○	○
	別添 4 厚労科研費交付決定通知の写しなど、公共性の高い研究であることを示唆する書類	補助金を充てた研究の申出で、提供申出者が大学その他研究機関である場合又は民間事業者等が、手数料の免除を希望する場合	○	○
	別添 5 提供申出者における過去の研究実績を証明するもの	—	○	○
	別添 6 外部委託先との守秘義務契約の写し	外部委託（データ集計の技術的支援等）がある場合	○	○
指定	別添 7 倫理審査委員会の審査結果通知書の写し	倫理審査が間に合わない場合は、倫理審査の申請書など、申請内容がわかる書類を代替資料として提出 等	●	—
	別添 8 iDBデータ 申出依頼テンプレート	—	●	●
書式自由	別添 9 詳細な公表形式	研究成果（集計表・グラフ等）の公表イメージが分かる資料	●	●
書式自由	その他 その他適宜必要な書類	事務局が別書類提出を依頼する場合のみ提出	○	○

● : 提出必須 ○ : 提出任意 ○ : 該当の場合は提出必須

留意事項：書式自由の申出書類は右上等に資料番号を記入すること。

4. 【事前準備】倫理審査委員会の審査

iDBデータの特別抽出を用いた研究は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用対象となる。

- **特別抽出を希望する場合は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用下にある倫理審査委員会の審査を受け、「倫理審査委員会の審査結果通知書」の写しを提出すること。**
 - ✓ 審査結果通知書又は倫理審査申請の際に提出した研究計画書に、外部委託先を除く全ての提供申出者の記載が必要。
 - ✓ 提供申出者が公的機関（省庁、自治体）とその委託先のみであって政策活用を目的とする場合、本書類は不要。
- * 提供申出者が民間企業等で内部に倫理審査委員会を設置していない場合
大学や研究機関等の外部組織に倫理審査を依頼すること。
- * 倫理審査委員会の審査がiDBデータの申出受付締切に間に合わない場合
審査を申請中であること及び審査完了時期の目安が分かる書類を代替資料として提出することができる。この場合、倫理審査委員会の審査が承認され次第、倫理審査委員会の審査結果通知書の写しを遅滞なく提出すること。
- * 取扱者の所属機関が変わった場合
変更申出において、変更後の所属先を反映した倫理審査委員会の審査結果通知書を提出すること。

5. 【事前準備】手数料（1/2）

iDBデータの提供に当たっては、手数料※1の納付が必要。

• 手数料の対象

- ✓ 新規申出
- ✓ 変更申出（追加のデータ抽出が発生する場合）

• 手数料見込額の通知

審査承諾後、厚生労働省から手数料見込額が通知※2される。

ただし、手数料実績額と差が生じたとしても、厚生労働省はその責を負わない。

• 手数料実績額の通知、納付

提供するiDBデータを準備後、厚生労働省から手数料実績額及び納付期限が提供申出者に通知※2される。

提供申出者は同通知を受領後、納付期限までに厚生労働省が定める書面に収入印紙を貼って納付すること。

※1 手数料は、人件費等を踏まえた時間単位の金額に、作業に要した時間を乗じて得た額となる。作業に要した時間とは、申出処理業務（申出書類確認・小委員会への諮詢手続・データの抽出条件の精査等）とデータ抽出業務（SQL作成・テスト実施・結果の検証等）に要した時間となる。

※2 手数料の見込額及び実績額の通知は、手数料免除の申請有無を問わず送付される。

6. 【事前準備】手数料（2/2）

• 手数料の免除

提供申出者の全てが（1）～（3）のいずれかに該当する場合には、手数料の免除を受けることができる。手数料の免除を希望する場合は、「iDBデータの利用に係る手数料免除申出書」と手数料免除の要件に該当することを証明する書類を提出する必要がある。なお、手数料の免除の申請は、手数料実績額を通知するときまでとなる。

- （1）公的機関
- （2）補助金等※を充ててiDBデータを利用する者
- （3）（1）又は（2）から委託を受けた者

※補助金等とは

- ・補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等（以下「補助金適正化法の補助金等」という。）（厚生労働大臣、国立保健医療科学院長又は国立医薬品食品衛生研究所長が交付するものに限る。）
- ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第16条第3号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金（厚生労働大臣が交付した補助金等を財源とした間接補助金等に限る。）
- ・地方自治法第232条の2（同法第238条第1項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金

上記のうち、有効な補助金の条件は、以下のとおり。

- ・当該補助金の申請時に記載された研究計画とiDBデータの申出時の研究計画に整合性があること。
- ・外部委託先を除く全ての提供申出者が、交付決定通知の写し、交付基準額通知等及び研究計画書又は交付申請書に記載されていること。
- ・補助金の有効期間が、原則小委員会で承諾される時点で有効であること。

なお、補助金等の対象とならない事業の場合は、免除対象とならないので注意すること。

7. iDBデータと他公的データとの連結解析

- iDBデータが連結解析可能なデータベースは以下のとおり。（令和8年1月時点）
 - ✓ 匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）
 - ✓ 匿名診療等関連情報データベース（DPCDB）
 - ✓ 匿名介護保険等関連情報データベース（介護DB）
 - ✓ 匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベース（障害福祉DB）
 - ✓ 匿名指定難病関連情報及び匿名小児慢性特定疾病関連情報データベース（難病DB・小慢DB）
 - ✓ 次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者のデータベース（次世代DB）
- 連結解析を希望する場合、提供申出書に他公的データとの連結の旨を記載し、iDB第三者提供窓口まで相談すること。
- また、他公的データの利用については、各委員会審査にて利用承諾を得る必要がある。
他公的データそれぞれの事務局に対し、事前相談及び申出受付締切までに提供申出を忘れずに行うこと。
 (すべての事務局への事前相談及び申出がされなければ審査を受けることができない)

各データベースの第三者提供について

- NDB「[匿名医療保険等関連情報データベースの利用に関するホームページ](#)」
- DPCDB「[匿名診療等関連情報の提供に関するホームページ](#)」
- 介護DB「[匿名介護情報等の提供について](#)」
- 障害福祉DB「[匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベースの利用について](#)」
- 難病DB・小慢DB「[指定難病患者データ及び小児慢性特定疾病児童等データの第三者提供に関するホームページ](#)」
- 次世代DB「[次世代医療基盤法に基づく事業者の認定の申請](#)」

- 各データは、それぞれの事務局から提供される。
- 各データの連結は、申出者にて行う（連結IDは、ID4。）。

III 申出に対する審査

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 審査

申出受付後は、事務局において内容の確認を行った上で、小委員会において審査される。

- **事務局における確認**

事務局（iDB第三者提供窓口）において、申出内容が確認される。

審査に当たって、事務局（iDB第三者提供窓口）より、事前に申出内容について質問する場合がある。

- **匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会（以下、「小委員会」とする。）における審査**

- ✓ 小委員会において、申出内容を踏まえ、iDBデータの提供の可否について審査される。
- ✓ 小委員会での審査結果は、提供を行う厚生労働大臣に対する助言にあたることから、提供の可否については、厚生労働省より通知される。
- ✓ 「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合」又は「知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合」に該当するため、審査は原則非公開で実施される。

2. 審査基準に関する補足

- 審査基準については、[「匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドライン」](#)に掲載している。
- 例えば、**慎重な審査を要する場合や審査の結果「不承諾」となる場合**として、以下が想定される。

研究内容や抽出条件

- ① 研究目的に対し、抽出対象期間や抽出項目・抽出条件が合致していない申出
 - 提供対象の抽出項目を「全て求める」
 - 提供対象の抽出対象期間や抽出項目が「研究内容に鑑みて最小限となっていない」
- ② 「複数の研究」が1申出に盛り込まれている申出
- ③ 「対象者が極めて限定される可能性がある」申出

安全管理措置

- ① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の実践に当たって、運用管理規程の記載が足りていない事例〔組織的安全管理措置〕
- ② 入退室の管理が不十分であったり、取扱者以外のアクセスが可能な場所でiDBデータが利用される事例〔物理的安全管理措置〕
- ③ 1つのIDを複数人で利用したり、インターネット等の外部ネットワークと接続している事例〔技術的安全管理措置〕
- ④ 研究者や研究施設等が複数にまたがる事例〔情報及び情報機器の持ち出し〕

3. 提供申出書の記載粒度について

提供申出書では、個々のデータの集計方法や解析方法について具体的に記載すること。

- 提供申出書の記載事項
 - ✓ 研究の内容、必要性
研究目的、背景となる基本情報、期待される効果 等
 - ✓ 研究の概要
 - 研究計画
 - 研究対象集団（選択・除外基準等）
 - 研究デザイン（PECO、統計解析法等）
 - データ抽出条件（抽出対象期間とデータ項目、それらが必要な理由等※）
※使用する変数、提供を希望するデータ項目の必要性・使用方法を必ず記載すること。
 - アウトカム等
 - 感染症対策に関する政策への寄与、期待される効果や将来への展望 等
 - 上記の他、以下の点について留意し記載すること。
 - ✓ 研究内容や抽出条件の記載が不明瞭である場合は、不承諾になる場合がある。
 - ✓ データマニュアルを確認の上、データのバイアスや配慮すべき項目について考慮し、適切な処理を施すことがわかるように記載すること。
 - ✓ 申出時に想定している全ての公表形式（図表、グラフ等）を明示すること。公表形式の記載が申出時に十分でない場合、その成果物が目的外利用としてみなされる可能性がある。

4. 【事前準備】「公表物の満たすべき基準」の把握（1/2）

- 研究成果の公表に当たっては、第三者によって個人や医療機関が特定されないよう、以下の基準を満たす必要がある。
- 審査では、原則これらの基準をもとに、公益性、緊急性等の背景を勘案し、総合的な判断がされる。

1. 最小集計単位の原則

i. 患者等の数の場合

原則として、患者数が10未満になる集計単位が含まれていないこと（ただし患者数が「0」の場合を除く）。

また、集計単位は原則、都道府県別を最も細かい単位とするが、個別審査により市町村別の公表が認められた場合には、以下のとおりとする。審査によってはこの区分どおりではない場合もある。

①人口2,000人未満の市町村では、患者等の数を表示しないこと。

②人口2,000人以上25,000人未満の市町村では、患者数が20未満になる集計単位が含まれないこと。

③人口25,000人以上の市町村では、患者数が10未満になる集計単位が含まれないこと。

ii. 医療機関数3未満の場合

原則として、公表される研究の成果物において医療機関等又は患者等の属性情報による集計数が、3未満となる集計単位が含まれていないこと（ただし患者等の数が「0」の場合を除く。）。

5. 【事前準備】「公表物の満たすべき基準」の把握（2/2）

2. 年齢区分

原則として、公表される研究の成果物において、年齢区分が5歳毎にグルーピングして集計されていること。100歳以上については、同一のグループとすること。

ただし、20歳未満については、研究の目的に応じ、特に必要と判断される場合には、各歳別を可能とする。

3. 地域区分

- i. 原則として、患者等の住所地について、公表される研究の成果物における最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏又は市区町村とすること。
- ii. 医療機関等の所在地の集計単位は、原則として公表される研究の成果物において最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏又は市区町村とすること。
- iii. i)又はii)において市区町村で集計した場合は、患者等や医療機関の特定につながるようなクロス集計を公表することは認めない。
- iv. 保健所単位の分析は、公表される研究の成果物において最も狭い地域区分より細かい単位の集計は認めない。

4. 特定の社会属性をもつ層に対する差別・偏見の配慮

地域別・性別・年代別などの特性で切り分けた場合に、特定の社会属性をもつ層に対する差別・偏見につながるおそれのある公表内容となっていないこと。

IV

IV 番査後の流れ

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 提供前審査の結果

- 提供前審査の結果については、小委員会における審査後【約1か月】を目安として、厚生労働省から送付される。
- 承諾された申出については、担当者名・提供申出者名・研究の名称等が公表される。

説明	
無条件承諾	<ul style="list-style-type: none"> 提供が可能と思われる申出。
意見付承諾	<ul style="list-style-type: none"> 一部修正が必要であるものの、申出内容や抽出条件、セキュリティ要件に不備はなく、注意喚起のみで提供が可能と考えられる申出。 改めて追加の書類を提出する必要はない。
条件付承諾	<ul style="list-style-type: none"> 小委員会による指摘事項（条件）に対する修正を行えば提供が可能と考えられる申出。 申出者による対応を終えた後、対応状況について事務局から委員長に相談の上、提供の可否を判断する（再度、小委員会に諮る必要はない。）。 小委員会には条件変更について事後報告を行う。
審査継続	<ul style="list-style-type: none"> 抽出条件に看過できない不備が疑われる申出。 条件の修正について申出者と調整がつけば、その内容を踏まえて審査を継続。 申出を継続する場合は、申出内容を見直して、再度小委員会に諮る必要がある。
不承諾	<ul style="list-style-type: none"> 提供しない。そのままの研究デザインでは提供できない。

2. 承諾の場合（1/4）

誓約書等の提出

承諾通知の受領後、iDB第三者提供窓口に「iDBデータの利用に関する依頼書」、「iDBデータの利用に関する誓約書 iDB利用規約」を提出すること。

iDBデータ抽出

iDBデータの抽出作業を行う際、抽出条件について確認する場合がある。

手数料納付

抽出作業が完了後、手数料実績額及び納付期限を通知される。
納付期限までに収入印紙を貼って、手数料を納付すること。

データ提供

手数料の納付確認後、iDBデータが提供される。
HDDで提供された場合、消去の上、2週間以内をめどに返却すること。CD-R又はDVDで提供された場合、利用期間の最終日までに返却すること。

受領書の提出

iDBデータ受領後は、iDB第三者提供窓口に速やかに「iDBデータの受領書」を提出すること。

データ分析

セキュリティに関する各種規程を厳守し、申請内容に沿って適切にデータ分析を行うこと。
また、厚生労働省が必要に応じiDBデータの利用場所への立入りを求めることがある。

3. 承諾の場合（2/4）

研究成果を公表する場合について

- 公表予定の研究成果は、公表前に厚生労働省に報告し、確認・承認が必要。**

厚生労働省は、個人情報保護の観点から、「公表物の満たすべき基準」を満たしているか確認し、その結果を小委員会の委員長に報告する。委員長の確認を経た上で、公表の可否を判断する。また、必要に応じて、委員長による確認に加え、複数名の委員や小委員会で審議を行い、公表の可否を判断する場合がある。なお、申出者は、公表前確認を厚生労働省に依頼する前に、利用者自ら当該研究の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的か点検すること。
- 取扱者以外の者に研究の途中経過を見せる場合も、公表前確認が必要。**

例えば、論文の校正や査読、班会議、学会抄録、社内・学内での報告等の際にも、あらかじめ公表前確認が必要となるため留意すること。
- 公表前確認の作業は、最低14日前後（他公的DBとの連結案件については21日前後）を要する。**

公表前確認に要する日数を考慮の上、公表前の提出締切日を明記すること。
- 研究成果の公表後3か月以内に、厚生労働省に「iDBデータの利用実績報告書」により利用実績を報告すること。**

〔公表前確認が不要の場合〕

- 過去に公表前確認を行った成果物を修正したが、新たに追加したデータはない。
- 過去に公表前確認を行った図表（成果物）を、そのまま（データの新たな追加、変更をしていない状態で）利用して論文、学会発表資料等を作成した。
- 取扱者となっていない班会議メンバーに紹介、共有する目的で、公表前確認を実施した。その後、同成果物をそのまま（データの新たな追加、変更をしていない状態で）学会や論文に公表したい。

4. 承諾の場合（3/4）

申出内容に変更が生じた場合について

I. 「iDBデータの利用に関する職名等変更届出書」による申出

利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合が該当する。

- i. 取扱者の人事異動等に伴い、同一提供申出者内の所属部署・連絡先又は姓に変更が生じた場合
- ii. 利用者・取扱者を除外する場合
- iii. 成果の公表形式を変更する場合（例：新たに公表方法を追加する場合等）
- iv. 利用期間の延長を希望する時点で、個票を用いた解析が終了し、具体的な公表見込みがある（査読の結果待ち等）場合
- v. 厚生労働省が行う実地監査の指摘に基づき利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- vi. その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような軽微な修正を行う場合

申出に関する変更

II. 「iDBデータの提供に関する申出書の変更申出書」による申出

上記 I 以外の場合は、小委員会において再度審査を行う必要がある。変更申出書及び変更内容に応じて必要となる書式を、iDB第三者提供窓口からの案内に従い提出すること。小委員会の審査を経た上で、審査結果が提供申出者に通知される。

- i. 利用目的、要件に影響を及ぼす変更の場合
- ii. 取扱者の人事異動に伴い、所属機関に変更が生じた場合（同一提供申出者内の異動の場合は I の届出を行うこと。）
- iii. 取扱者の追加の必要が生じた場合
- iv. 取扱者が交代する場合
- v. 利用期間を延長する場合（研究計画の変更等によるものであり、I の iv に該当する場合を除く。）

5. 承諾の場合（4 / 4）

iDBデータの利用を終了した場合について

データの処理

- 利用を終了した際には、iDBデータ、中間生成物及び最終生成物を消去すること。運用管理規程に定める情報破棄の手順等に従って対応すること。
- 消去後は、iDB第三者提供窓口に「**iDBデータの措置兼管理状況報告書**」に消去を実施した証明書（消去時のスクリーンショット等でも可）を添付した上で、提出すること。

[データ受け取り時の媒体の返却について]

- CD-R又はDVDで提供を受けた場合は、利用期間の最終日までにCD-R又はDVDを窓口に返却すること。
- HDDで提供を受けた場合は、HDD内のデータを削除の上、2週間以内にHDDを窓口に返却すること。

6. 不承諾となった場合

- ・ 小委員会における審査の結果、不承諾となった場合は、不承諾となった理由が明記された「iDBデータの提供に関する不承諾通知書」が送付される。
- ・ iDBデータの提供は、厚生労働大臣と提供申出者（利用者）及び取扱者の双方の合意に基づく契約上の行為であり、行政手続法（平成5年法律第88号）の处分に当たらないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となる。
- ・ 問合せは、窓口まで連絡すること。

▽ その他

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. データディクショナリー

データディクショナリーには、2024年4月時点でiDBから提供可能な項目について、項目の定義やデータの存在率等を掲載。

<「データディクショナリー」の読み方>

※ 用語等の定義の詳細は、データディクショナリーの「定義・用語説明」を確認すること。

データ項目が設けられた日付（開始日）
と、入力が終了とされた日付（終了日）。

項目が設定された期間中（開始日～終了日）における全レコードに対するデータが存在している割合。

データ項目に関する補足説明。

項目番号	データ項目名（日本語）	データ項目名（英語）	NULL許容の可否	開始日	終了日	説明	初期設定値	開始日から終了日までのデータ存在率	初期設定値からの変化率	備考
9	年齢区分	AgeCategoryId	否	20230131	20230507	0:0歳 1:1歳~4歳 2:5歳~8歳 3:10歳~19歳 4:20歳~29歳 5:30歳~39歳 6:40歳~49歳 7:50歳~59歳 8:60歳~64歳 9:65歳~69歳 10:70歳~79歳 11:80歳~89歳 12:90歳以上 13:不明	13	100.000%	99.966%	
10	当該者所在地_都道府県	ResidencePrefectureId	可	20201008	20230507	都道府県コード	空文字	91.039%	91.039%	・空文字は0として出力される。 ・提供用に設けたカラム。
11	当該者所在地_市区町村	ResidenceMIACityId	—	—	—	市区町村コード	—	—	—	—
12	当該者住所_都道府県	ResidentPrefectureId	可	20201008	20230507	都道府県コード	空文字	78.691%	78.691%	・空文字は0として出力される。 ・提供用に設けたカラム。
13	当該者住所_市区町村	ResidentMIACityId	—	—	—	市区町村コード	—	—	—	—
14	症状_症状フラグ	IsSymptoms	否	20200527	20230507	0:症状あり 1:症状なし	0	100.000%	20.809%	・届出様式上は変更されたが、登録画面上は引き続き入力を可能としていた項目。
15	症状_発熱	IsFever	否	20200514	20230507	0:なし 1:あり	0	100.000%	60.364%	・届出様式上は変更されたが、登録画面上は引き続き入力を可能としていた項目。
16	症状_咳	IsCough	否	20200514	20230507	0:なし 1:あり	0	100.000%	35.416%	・届出様式上は変更されたが、登録画面上は引き続き入力を可能としていた項目。

データ項目名は、
別添8と対応している。

データ項目ごとの選択肢や回答
方式について説明している。

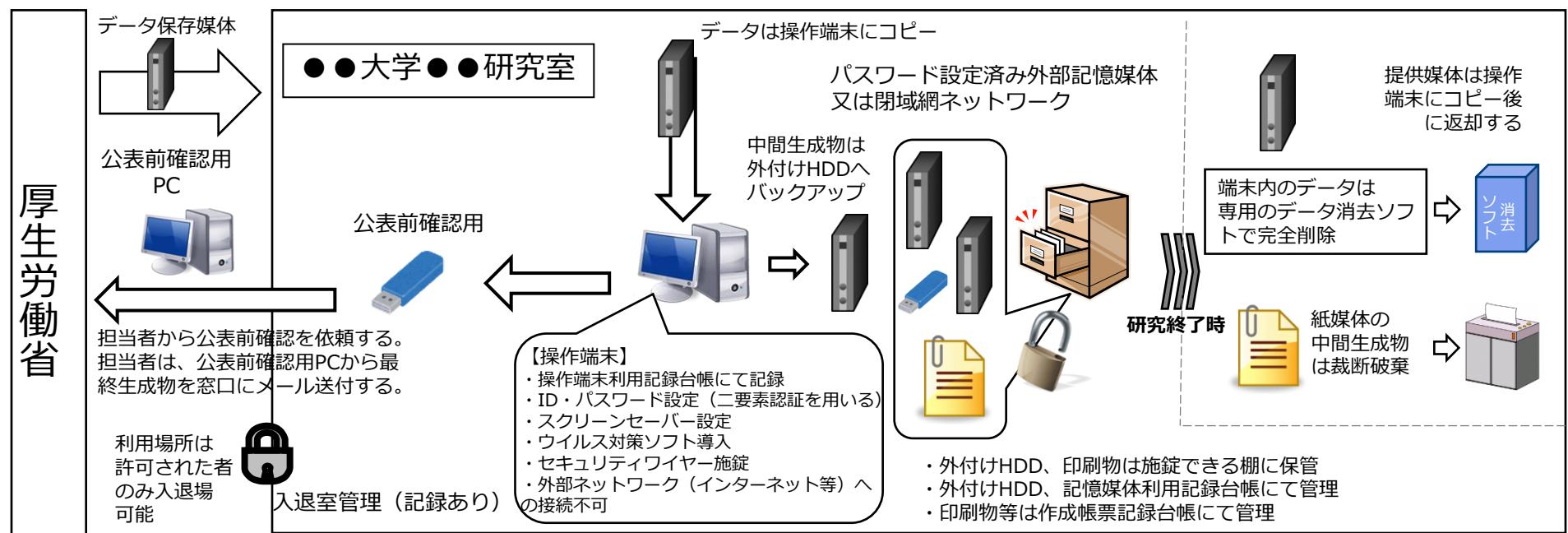
2. 記載例 ~別添2(1/2)~

別添2-1 運用フロー図(記載例)

実際に想定されている環境のフロー図を記載すること。詳細な利用形態は別添2-3に記載すること。なお、フロー図を参考に、現地に担当者が訪問し実地監査を実施することがある。

<想定する利用形態>

- iDBデータは、申出書に記載されている取扱者のみが利用する。
- 厚生労働省より提供を受けたiDBデータは●●大学の研究室の操作端末に複写し、分析を行う。
- 利用場所への入退室は許可された人物のみ可能とする。
- 利用場所間で中間生成物をやり取りする際は、台帳管理しているパスワード設定済みの外付けHDDを用いる。
- 紙媒体の中間生成物、及び電子媒体の中間生成物を格納した外付けHDDは、利用場所にて施錠管理を行う。
- iDBデータを保存する端末は外部ネットワーク（インターネット、学内LAN、院内LAN等を含む）へは一切接続しない。ただし、公表前確認を目的とした場合を除く。公表前確認は、パスワード付きZIPファイルにして、取扱者がメールで行う。
- 研究終了後は、サーバ及び外付けHDDに保存されているデータを、専用のデータ消去ソフトにより完全削除する。



3. 記載例 ~別添2(2/2)~

別添2-3 運用管理規程

<ガイドライン 第6の2>

■ 第6 iDBデータ利用上の安全管理措置等

② 安全管理措置

提供申出者及び取扱者（外部委託先を含む。）は、感染症法に基づき、iDBデータの利用に当たって以下の安全管理措置を講じなければならない。ただし、（※※）の項目については、集計表のみの利用の場合には不要とする。←

① 組織的な安全管理措置

- ・ iDBデータの適正管理に係る基本方針を定めていること。←
- ・ 管理責任者¹、利用者及び取扱者の権限、責務及び業務を明確にすること。←
- ・ iDBデータに係る管理簿（利用場所入退室管理簿、操作端末利用管理簿、記憶媒体利用管理簿、作成帳票管理簿）を整備すること。←
- ・ iDBデータの適正管理に関する規定（運用管理規程等）の策定²、実施、運用の評価、改善を行うこと。←
- ・ iDBデータの漏えい、滅失、毀損が発生した場合の事務処理体制を整備すること。←
- ・ 情報システムで扱う情報を全てリストアップしていること。←
 - ✓ リストアップした情報を、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持していること。←
 - ✓ このリストは情報システムの安全管理者が必要に応じて速やかに確認できる状態で管理していること。←
 - ✓ リストアップした情報に対してリスク分析を実施していること。←

ガイドライン第6の2の要求事項を満たしている運用管理規程を作成すること。

リスク分析については別添2-2、自己点検規程は別添2-4として作成すること。

iDBデータの利用に当たっての運用管理規程（参考例）

○○○○年○月○日 ○○大学○○部○○研究室

1. 基本方針と管理目的

本運用管理規程は、○○大学における臨床研究の発展を推進するとともに研究成果の社会還元に寄与するため、○○大学○○部○○研究室の運用において、情報資産のセキュリティ対策に必要な事項を定める。特に本運用管理規程は、情報資産毎のリスク分析を踏まえたセキュリティ対策を担保するための運用管理規程である。本規程を基準にPDCAサイクルを回し、情報漏えい防止を適切に行う。厚生労働省から提供を受けたiDBデータの取扱者が、本学にて策定・公開している個人情報保護に関する基本方針、個人情報を扱う情報システムの安全管理に関する方針に基づき、個人情報保護と情報セキュリティの観点から遵守すべき事項を規定するものである。

2. 適用範囲

厚生労働省から提供を受けたiDBデータ、及びそれから派生する全ての中間生成物に携わる業務、部局、情報技術等に適用するものとする。

4. 記載例 ~別添8(1/3)~

別添8 シート「発生届」

別添8 iDBデータ 申出依頼テンプレート											第1.0版 2024/3/29
凡例： 加工して提供する											
「様式1シート(6)での説明が必要」：提供を希望する場合には、様式1のシート(6)に必要な理由等を記載する。											
発生届											
項目番号	枝番	カテゴリ	カラム名	物理名	データ型	最大桁数	備考	様式1シート(6)での説明が必要	出力		
0	-	-	-	PersonalId	文字	64	必ず出力されます	-	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1	届出に必要な項目	報告年月日	-	ReportDate	文字	8	原則、年月に加工	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	届出に必要な項目	従事する病院・診療所の医療機関コード	-	MedicalInstitutionId	文字	64	原則提供しない 提供する場合には必ず 匿名化を実施	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	届出に必要な項目	従事する病院・診療所の名称_保健所コード	-	DestinationHealthCenterId	文字	64	原則提供しない 提供する場合には匿名 化の有無を選択 匿名化を行わない場合 の桁数は4となる	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	届出に必要な項目	医療機関に基づく都道府県コード	-	MedicalInstitutionPrefectureId	文字	2	-	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	届出に必要な項目	医療機関に基づく市区町村コード	-	MedicalInstitutionCityCode	文字	5	原則提供しない	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	届出に必要な項目	診断(検査)した者(死体)の類型	-	TypologyId	数字	1	-	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7	当該者情報	性別	-	GenderId	数字	1	-	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- 研究に必要な項目の「出力」欄に「○」を記載すること。
- 様式1と齟齬がないように、必要最小限の項目を選択すること。
- 特に、原則と異なる抽出を希望される場合は、様式1シート(6)や「発生届抽出条件」の「加工条件」に理由を記載すること。

5. 記載例 ～別添8(2/3)～

別添8 シート「発生届抽出条件」

発生届抽出条件	凡例： 記入欄は 太字 しています。
■対象集団	
対象集団（定義）	<p>（記入例） 報告年月日が2020年2月3日から2023年5月7日までの発生届の該当者。</p>
対象集団（抽出条件）	<p>（記入例） 次の条件に当てはまる人を対象集団として抽出する。 報告年月日 \geq 2020年2月3日 かつ 報告年月日 \leq 2023年5月7日</p>

- 匿名化など加工条件がある項目については忘れず記載すること。
- 発生届抽出条件の記載に基づき抽出するため、正しく抽出されるよう、詳細に抽出条件を記載すること。

■上記以外の抽出条件
<p>（記入例） ・上記の対象集団に紐づくレコードのうち、 iDBに新型コロナウイルス感染者として診断日の登録がある者</p>
■データの加工
<p>医療機関コードは匿名化したうえで提供</p>

6. 記載例 ~別添8(3/3)~

別添8 シート「日次報告」

日次報告								
項目番号	カテゴリ	カラム名	物理名	データ型	最大桁数	備考	様式1シート(6)での説明が必要	出力
1	抽出情報	日次報告年月日	ReportDate	文字	8			
2	医療機関情報	医療機関所在地（都道府県コード）	MedicalInstitutionPrefectureId	文字	2			
3	医療機関情報	医療機関所在地（所管する保健所コード）	DestinationHealthCenterId	文字	4	原則提供しない。 提供する場合には匿名化の有無を選択	●	
4	医療機関情報	医療機関所在地（市町村コード）	MedicalInstitutionCityCode	文字	5	原則提供しないが、必要性があれば提供可能	●	
5	医療機関情報	医療機関コード	MedicalInstitutionId	文字	64	原則提供しないが、必要性があれば必ず匿名化して提供	●	
6	抽出情報	年齢区分別報告数	—	数字	—	区分：0歳、1～4歳、5～9歳、10～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳、65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上、不明の区分		

年齢区分	報告日	都道府県	件数
0歳	2022年9月26日	北海道	***
0歳	2022年9月26日	青森	***
0歳	・	・	***
0歳	2022年9月26日	沖縄県	***
0歳	2022年9月27日	北海道	***
0歳	・	・	***
0歳	2023年5月7日	北海道	***
0歳	・	・	***
1～4歳	2022年9月26日	北海道	***
・	・	・	***
・	・	・	***

集計表を希望される場合、集計軸として希望される項目を出力として指定すること。なお、特別な指定がない場合、集計軸ごとの件数が出力される。

集計表を依頼する場合、想定する集計表のイメージを作成すること。（別添9として提出。）

7. ガイドライン

- ・ iDBの提供申出手続に関する詳細については「匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドライン」に掲載。
- ・ あらかじめ確認の上で、提供申出手続の準備をすること。

ガイドラインは「匿名感染症関連情報の第三者提供の利用に関するホームページ」内リンクの「匿名感染症関連情報を使った研究を検討している方へ」に掲載。

健康・医療

匿名感染症関連情報の第三者提供の利用に関するホームページ

- 匿名感染症関連情報を使った研究を検討している方へ
- 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会
- 公的DB第三者提供に関する各ページ
- 匿名感染症関連情報の第三者提供に関するこれまでの経緯

はじめに

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）の一部改正により、感染症関連情報（発生届等の情報等）を格納した匿名感染症関連情報データベース（iDB）が構築され、令和6年4月から匿名感染症関連情報の第三者提供の制度が始まりました。

匿名感染症関連情報を使った研究を検討している方へ

- 匿名感染症関連情報を使った研究を検討している方へ

● ページの先頭へ戻る

匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会

健康・医療

匿名感染症関連情報を使った研究を検討している方へ

- 匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドライン
- データマニュアル等
- 提供申出のためのスケジュール
- 不適切利用発生時の対応
- 申出に必要な書類
- 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する解説動画等
- よくある質問（FAQ）

匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドライン

- ▶ PDF 匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドライン第2.1版【544KB】
- ▶ PDF 新規登録【300KB】

※第2版のガイドラインは以下のリンクよりご利用ください。

- ▶ PDF 匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドライン第1版【776KB】
- ▶ PDF 匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドライン第2版【541KB】

● ページの先頭へ戻る

データマニュアル等

8. iDBデータの不適切利用への対応

法における罰則

利用者及び取扱者は、感染症法に基づき、他の情報と照合等の禁止義務、利用後のデータ消去、安全管理措置、不当な目的利用等の禁止等の義務が課されている。厚生労働省は、法令違反等の疑いがある場合には、感染症法に基づく立入検査、是正命令を行うことができる。**不当な利用等の禁止義務や是正命令に違反した者等には、感染症法に基づく罰則（1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金又はその併科）が科されることがある。**

利用規約の遵守

iDBデータの提供は、厚生労働大臣と提供申出者及び取扱者との双方の**合意に基づく契約上の行政行為**となる。当該契約上の取り決めを利用規約に規定しており、iDBデータの利用に当たっては、提供申出者及び取扱者は**利用規約の内容を確認し、遵守する旨を記載した上で、誓約書を提出すること**となる。データを紛失する、内容を漏洩する、承諾された目的以外に利用する等の事例は、不適切利用とみなされる。

iDBデータの利用に関し、法令や契約違反等の疑いがあった場合には、原則として、速やかな利用の停止を求める。その上で、法令や契約違反を行った場合には、その内容に応じて、小委員会の意見を踏まえ、以下の対応を求める。

- ✓ iDBデータの速やかな返却、複写データや中間生成物及び最終生成物の消去
- ✓ 一定の期間を定めた又は期間を定めない、iDBデータの利用の停止
- ✓ iDBデータの提供申出の受付不可又は新規の提供禁止
- ✓ iDBデータを利用して行った研究等の成果の公表不可
- ✓ 所属機関や氏名の公表

9. 第三者提供の相談・受付窓口

厚生労働省では、事務処理を円滑に行うためiDBデータの提供申出者の相談や申出書等の受付窓口を設けている。

令和7年度における受付窓口は下記のとおり。

第三者提供に関する問合せについては以下の窓口を利用すること。

〔iDB第三者提供事務局窓口〕

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

住所 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-10-3 東急キャピトルタワー

E-mail teikyo_idb@ml.mri-ra.co.jp

第三者提供の審査スケジュール、申請に必要な書類等については「[匿名感染症関連情報を使った研究を検討している方へ](#)」に掲載。

▶ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [健康](#) > [感染症情報](#) > [匿名感染症関連情報の第三者提供について](#) > [匿名感染症関連情報を使った研究を検討している方へ](#)

健康・医療

匿名感染症関連情報を使った研究を検討している方へ

- [匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドライン](#) ● [データマニュアル等](#)
- [提供申出のためのスケジュール](#) ● [不適切利用発生時の対応](#) ● [申出に必要な書類](#)
- [匿名感染症関連情報の第三者提供に関する解説動画等](#) ● [よくある質問（FAQ）](#)

▶ 政策について

- [分野別の政策一覧](#)

▼ [健康・医療](#)

▶ [健康](#)

▶ [食品](#)